

**日本バイオフィードバック学会**  
**認定バイオフィードバック技能師認定細則**

1988年6月12日  
2002年6月15日改正  
2003年6月14日改正  
2010年7月18日改正  
2019年6月30日改正  
日本バイオフィードバック学会

**第1条**

本学会認定バイオフィードバック技能師の認定については、別に定める規則、細則、内規等を除き、本細則による。

**第2条 認定委員会**

- (1) 学会会則による特別委員会とする。
- (2) 本学会理事および監事の選出規定に基づくE、M、P各類各2名以上の委員を以て構成する。  
委員は、理事から選出される。委員長は委員の互選とする。
- (3) 委員の任期は理事の任期とする。
- (4) 業務の遂行上必要と思われる場合には、委員会の内に業務補助のための実行委員、専門委員等を置くことができる。
- (5) 事務所を学会事務局内に置く。

**第3条 委員会の業務**

- (1) 認定審査応募者の募集公示。
- (2) 応募書類の審査。
- (3) 面接試験、筆記試験等の実施。
- (4) 認定公示。
- (5) 認定の取り消し、失効、復活の公示。
- (6) 資格有効期間延長の可否の審査。
- (7) 講習会の計画及び実施。
- (8) 講習期間の認定。

**第4条 認定のためのポイント**

認定のためのポイントは、以下の通りとする。

- (1) 基礎ポイント
  - 1) 新規資格取得申請者は、認定委員会の開催する基礎科目講習会において、以下の基礎ポイントを、各系ごとに10ポイント以上取得しなければならない。  
医学系（解剖学、生理学、精神医学、内科学等を含む）  
工学系（計測制御論、機器安全学、統計学、システム理論、情報理論等を含む）  
心理学系（学習理論、生理心理学、行動理論、実験心理学、動機論等を含む）
  - 2) 基礎科目講習会に出席した者には2ポイントが認定される。さらに、課題に対してレポートを提出し、審査に合格した者には2ポイントが加算される。
  - 3) 大学、大学院等の出身学部・学科等が属する系のポイントは、取得の必要はない。
- (2) 専門ポイント
  - 1) 新規資格取得申請者および資格延長申請者は、以下に示す専門ポイントを、通算して20ポイント以上取得しなければならない。
    1. 本学会年次学術総会に参加 2ポイント

本学会年次学術総会にて研究発表	2 ポイント加算
本学会年次学術総会にてシンポジスト, 座長等	2 ポイント加算
2. 本学会主催の講習会に参加	2 ポイント
さらにレポートを提出して合格	2 ポイント加算
本学会主催の講習会の講師	4 ポイント
3. 資格認定委員会が指定した関連学会等の講習会に参加し, 同委員会にレポートを提出	3 ポイント
4. 関連学会にて関連研究発表	3 ポイント
5. バイオフィードバック関連論文	10 ポイント(筆頭著者) 5 ポイント(第2著者) 3 ポイント(その他の著者)
6. バイオフィードバック関連報告(症例報告, 調査報告)	5 ポイント(筆頭著者) 3 ポイント(第2著者) 1 ポイント(その他の著者)
7. バイオフィードバック関連著書	10 ポイント
8. その他, 資格認定委員会が指定した方法	その都度指定

#### 第5条 認定の申請手続き

- (1) 認定申請の書類, 手続きは別に定める。
- (2) 認定料, 審査料は別に定める。
- (3) 延長申請の書類, 手続きは別に定める。

#### 第6条 守秘義務

- (1) 認定審査に従事する者は, その職責に応じ守秘義務を有する。
- (2) 認定委員長及び理事長は守秘義務の監督の義務を負う。
- (3) 認定について公示すべき事項については機関誌に公示する。

#### 附則

- 1 本細則は1988年6月12日より発効する。
- 2 2002年6月13日付第4条改正によるポイント制度は2003年4月1日より発効する。
- 3 本細則の改廃は理事会で決定する。